

入札仕様書

入札物件 大和高田市立病院 東館ナースコール設備の購入

納入場所 奈良県大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院

納入期間 契約締結日から令和2年3月31日 まで

一般事項

1. ナースコール設備の納入については、入札仕様書に基づいて入念にかつ誠実に実施すること。
2. 入札仕様書の記載漏れ、不明なことに起因する、問題点・質疑については、その都度当院担当者と協議すること。請負者の判断で行った事項に関して当院担当者から指摘を受けた場合、速やかに原状復旧すること。
3. 設置期間中、一般患者、入院患者及び当院利用者に対して十分に配慮すること。

ナースコール設備概要

1. 設備概要

(1) ナースコール設備

- ア. 新設ナースコール設備と既存電話交換機設備とが接続されることにより、看護効率を高め、より迅速な看護管理支援を実現できるものとする。
- イ. 液晶タイプの廊下灯を導入し、将来的に電子カルテシステムと連動が可能な設備であり、事前配線の設置を実施するものとする。
- ウ. 将来的に電子カルテシステムと連携したベッドサイド表示システムの導入が可能な設備であり、将来的にベッドサイド表示システムを構築可能な事前配線・機器選定を行うものとする。

(2) 電話交換機設備

- ア. 既存電話交換機は、新設ナースコール設備と連動するため、必要があれば更新すること。
- イ. 既存電話交換機の筐体・アンテナ及び配線は既存流用可とする。
- ウ. 電話交換機とナースコール設備とを連動することにより、患者の呼出時にPHS端末に呼出種別、部屋番号及びベッド番号等が表示され、通話できるものとする。

2. 機器仕様

ナースコール設備に係る機器の性能・機能等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「設備機能」という。）は、当院が必要とする最低限の設備機能を示しており、入札機器の性能等がこれらの要件を満たしていないと判定がなされた場合は不合格となり、入札対象から除外する。

(1) ナースコール親機

- ア. ナースコール設備の方式はデジタル方式とする。
- イ. ナースコール親機は、32インチ以上のタッチパネル式液晶ディスプレイとナースコールパソコンを組み合わせた液晶表示式親機（以下「PC型親機」という。）又は7インチ以上のタッチパネル式LCD液晶パネルを有した壁掛のボード型親機（以下「ボード型親機」という。）であること。
- ウ. PC型親機の場合は、停電時に正常なシャットダウンが可能なよう無停電電源装置を据えること。
- エ. 呼出時には液晶ディスプレイ又は液晶パネルに患者氏名・呼出種別・部屋番号・ベッド番号等の情報をアイコン、色又は文字にて表示できること。
- オ. PHS端末のチーム設定及び担当割付設定が可能であること。
- カ. ナースコール呼出履歴の管理及び確認が可能であること。
- キ. 離床センサー等を接続した場合、呼出種別が区別できること。
- ク. 将来的に電子カルテシステムと接続し、ナースコール設備と連動が可能であること。
- ケ. センサー子機（声、息、光、タッチ）の接続が可能であること。
- コ. 既設のセンサー等を変更することなく、連動できること。
- カ. 将来的にベッドサイド表示システムと接続できる仕様であること。
- キ. 複数の呼出発生時には優先順位の高い順に回線接続が可能であること。

(2) 廊下灯

- ア. 緊急性の高い呼出（スタッフコール等）は、識別が容易にできること。
- イ. 比較的緊急性の高くない呼出（ナースコール等）は、緊急性の高い呼出と別の色で表示できること。
- ウ. 患者氏名・救護区分・看護情報が表示できること。
- エ. 隠蔽配線が難しい場合は、マスクプレートや露出ボックスを用いて、露出モール配線を行うこと。
- オ. プライバシー配慮の為、通常時は写真・画像等を表示し、患者名の非表示設定が可能であること。
- カ. 呼出時には看護に必要な患者情報が表示されること。

(3) 病室用ナースコール子機

- ア. 先端に押ボタンを有し、アタッチメント、又はサイドボタンを利用し子機を握ることでナースコール呼出が可能となること。
- イ. 握り押ボタンは、常夜灯機能を有し、夜間発光の設定が可能であること。
- ウ. 握り押ボタンのボタン部分及びコードは、ベッド上で認識しやすくするため、オレンジ色であること。
- エ. 握り押ボタンには、断線防止のため中継コード等を設置すること。
- オ. 呼気、音声、接触又は非接触等による呼び出しに対応した特殊子機の接続が可能である

こと。

- カ. マットセンサー及びベッドセンサー等の離床センサーと接続が可能であること。
(既設センサーは再利用とし、連携用中継BOXを見込むこと。)
- キ. 室内で使用可能なワイヤレスボタンが接続可能なこと。
- (4) トイレ・脱衣所・浴室用ナースコール子機
 - ア. トイレ用押ボタンを設置すること。誤報時に、すぐに復旧できるよう復旧ボタン内臓とすること。
- (5) PHS 端末連携
 - ア. 新設ナースコール設備を既設電話交換機と接続し、ナースコール呼出を既設 PHS 端末にて受信可能となる設定を行うこと。電話交換機との接続に係る費用を見込むこと。
 - イ. 設置期間中において新旧のナースコールの呼出しが PHS 端末で受信でき、現場で支障なく運用できること。
 - ウ. ナースコール設備の入れ替えに伴い不要となった電話交換機のインターフェースの撤去を行うこと。
 - エ. ナースステーションから離れた際にも PHS 端末で呼出しを受けることができること。
 - オ. 呼出し時は呼出種別、部屋番号及びベッド番号が表示できること。
 - カ. 呼出しが重複した際にナースコール親機及び PHS 端末で患者と看護師とが同時に通話可能な回線数は、ナースコール親機と PHS 端末を合わせて 4 通話以上とすること。

3. その他

- (1) 機器の設置に当たっては、別紙「設置仕様書」のとおり行なうこと。
- (2) 機器の搬入設置後に試運転及び調整を行うとともに、機器操作等に関する教育訓練を実施すること。
- (3) 納品時には納品物品全般に関する規格、性能、取扱説明書及び完成図等に関する日本語版の文書を提出すること。
- (4) 製造元発行の所定の保証書を提出すること。
- (5) 納入検査時に必要な検査要領書を提出すること。
- (6) 機器の無償保障期間は設置完了後 1 年間とすること。
- (7) 本仕様書のほか不明な点は、病院担当者と協議すること。

機器構成

1. PC型親機の場合

機器等	機器等明細	数量
ナースコールサーバ	ナースコールデータベースサーバ	1台
	電子カルテ連携用サーバ	1台
ナースコール親機	ナースコールディスプレイ (タッチパネル式・32インチ以上)	4台
	ナースコールPC (24時間365日稼働タイプ)	4台
	液晶表示式親機	4台
制御装置	制御装置 (既存電話交換機連動仕様)	4台
データ設定	データ設定	4式
個別廊下灯	液晶タイプ廊下灯 (4床室トイレ付)	28台
	液晶タイプ廊下灯 (3床室)	1台
	液晶タイプ廊下灯 (1床室トイレ付)	41台
	液晶タイプ廊下灯 (1床室)	5台
	液晶タイプ廊下灯 (共用部用1回線)	18台
	液晶タイプ廊下灯 (共用部用3回線)	10台
代表廊下灯	代表廊下灯 (15V・3色)	6台
復旧ボタン	復旧ボタン	4台
ナースコール子機	子機コンセント (ベッド用) (緊急・復旧・センサーコンセント付) ベッドサイド表示システム連携用機器	161台
	子機コンセント (ベッド用) (緊急・復旧・マイク・スピーカー付) ベッドサイド表示システム連携用機器	6台
	子機コンセント (共用部用) (マイク・スピーカー付)	89台
	子機コンセント (2ピン・復旧ボタン付)	100台
	ハンド型子機 (握り押ボタン付)	161台
	握り押ボタン (2ピン)	4台
	中継コネクタ	167台
	共用部用押ボタン	トイレ・浴室用押ボタン (ヒモ・復旧付)
各種センサー無線中継BOX	トイレ・浴室用押ボタン (復旧付)	129台
	既存離床センサー無線中継BOX※ (コードレス) 株式会社テクノスジャパン製	23台
	プレスコール (特殊子機)	2台
	ナースコール中継ユニット パラマウントベッド株式会社製	8台
分配コンセント	各種センサー接続用分配器	41台
予備品	ハンド型子機 (握り押ボタン付)	10台
	中継コネクタ	10台

※ 既存離床センサー (株式会社テクノスジャパン製) 本体は既存流用とする。

2. ボード型親機の場合

機器等	機器等明細	数量
ナースコール親機	ボード型親機ユニット（7型モニター付）	4台
	卓上型親機（7型モニター付）	4台
	ボード型20局用選局ユニット	14台
	選局ユニット用電源アダプター	4台
制御装置	多通話路制御装置	4台
	制御装置データ作成	4式
	PoE対応L2スイッチ（24ポート）	7台
	L2スイッチセットアップ	7台
廊下灯	液晶廊下灯（7型モニター）	73台
	集合廊下灯	30台
	廊下灯設置用露出ボックス	24台
ナースコール子機	コンセント （復旧・緊急ボタン・ハンガー付）	168台
	オプション入力コンセント	161台
	ハンド子機	161台
	呼出握りボタン（1.5M）	171台
	断線対策用中継コード	167台
	呼出握りボタンサイドカバー （アタッチメント）	161台
	トイレ用通話子機	85台
	トイレ用コンセント（復旧ボタン付）	4台
押ボタン等	トイレ既設ボタン用加工パネル	79台
	トイレ用呼出ボタン（復旧ボタン付）	85台
	トイレ用呼出ボタン（ヒモ付）	16台
	トイレ用呼出ボタン（復旧ボタン・ヒモ付）	32台
	壁埋呼出ボタン（復旧ボタン付）	4台
	ブランクユニット	8台
	握りボタン用ハンガー	4台
各種センサー	既存離床センサー無線中継BOX※ （コードレス）	23台
	株式会社テクノスジャパン製 ブレスコール（特殊子機）	2台
	ナースコール中継ユニット	8台
	パラマウントベッド株式会社製	
予備品	ハンド子機	10台
	呼出握りボタン（1.5M）	10台
	断線対策用中継コード	10台
	呼出握りボタンサイドカバー （アタッチメント）	10台

※ 既存離床センサー（株式会社テクノスジャパン製）本体は既存流用とする。

設置仕様書

1. 内容

- (1) 既存設備の設置状況及び既設配線状況等は、現況を調査し確認すること。なお、契約締結後、既存設備の設置状況及び既設配線状況等を実地に確認する必要がある場合、病院担当者と協議の上行うこと。
- (2) 設置に必要な作業等を第三者が実施する場合は、書面にて事前に通知するとともに、当該業者についても本仕様書の記載内容を遵守すること。
- (3) ナースコール親機の設置、接続、運用設定、動作試験及び調整を行うこと。
- (4) 制御装置の設置、接続、機能データ入力、動作試験及び調整を行うこと。
- (5) ナースコール親機、制御装置、液晶表示灯、集合廊下灯間の配線設置を行うこと。病室内配線は、原則、既設配線を再利用可とする。また、将来的にベッドサイド表示システムと連携するための事前配線を行うこと。
- (6) 廊下灯、呼出押しボタンの設置、接続、動作試験及び調整を行うこと。
- (7) ハンド子機及び呼出握り押ボタン子機の設置、接続、動作試験及び調整を行うこと。
- (8) ナースコール設備及び既設電話交換機間の接続、動作試験及び調整を行うこと。
- (9) 既設マットセンサー、離床センサーを使用できるように接続、動作試験及び調整を行うこと。
また、既設センサー再利用に必要な中継BOXを手配し予算に見込むこと。
- (10) PHS端末の運用設定、試験、調整を行うこと。
- (11) 当該機器設置中の病室以外は、既存又は新設ナースコール設備のいずれかに接続し、電話交換機と連動させることにより、設置期間中のナースコール機能が停止しないようにすること。
- (12) 不要となった既存機器の撤去及び処分を行うこと。
- (13) 産業廃棄物については、マニフェストシステムにより適切に処理を行い、マニフェスト伝票を提出すること。
- (14) 設置完了後は、完成図及び設置記録写真を提出すること。

2. 条件

- (1) この仕様書に示されている機器及び装置等（以下「設備等」という。）が全てその機能を完全に発揮するよう誠実に設置を行うこと。
- (2) 納期を遵守し、指定された場所へ設置するとともに安定した稼働をすること。
- (3) 機器の設置は設備等の本来の性能を十分発揮できるよう入念に行うこと。
- (4) 機器の設置時に隠蔽配線が出来ない場合、モールを用いた露出配線を行うこと。ただし、露出配線を実施する場合は、事前に病院担当者に確認を取ること。

- (5) 納入者は、事前に当院と十分な打合せを行い、スケジュール管理に万全を期すること。これに要する費用については、納入者の負担とする。なお、火災報知器等において移設が必要な場合は関係各機関への届出書類等を作成すること。
- (6) ナースコール設備の既設設備からの切替えに伴う機能停止は、可能な限り短時間となるよう考慮し、事前に当院担当者の承諾を得ること。
- (7) 塵埃等を発生させる作業は、既設機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼさないよう努めること。
- (8) 機器等の設置には、転倒防止対策を行うこと。
- (9) 設置作業時に既存ナースコール設備に不具合が生じた場合、迅速に対応し、現場に支障をきたさないよう努めること。
- (10) 保守管理体制を有し、納入に伴う設備の故障には迅速な修復並びに対応が可能であること。
- (11) その他詳細については、当院担当者の承諾を得るものとする。

3. 据付

- (1) 各ケーブルには、行き先・線種を明示すること。また、他の配線との誘導障害についても十分に考慮すること。
- (2) 配線盤・端子盤等についても、行き先別に整然と整理し、将来の増設等の施工が容易になるよう配慮すること。

4. 調整

- (1) 設備等の単体調整完了後、総合試験を行い、現地試験成績書を当院担当者に提出すること。
- (2) 機器設置・調整・切替えに当たっては、当院の業務に支障を与えないこと。

5. その他

- (1) 入札機器は、入札時点で製造・販売されていること。
- (2) 当該仕様書に明記されていない事項であっても、本件調達物品の稼働に必要な事項は怠りなく実施し、疑義については当院担当者と協議し、指示を受けること。